

第2編

杉並区の環境の現状と取組み

第3章

環境美化・ねずみ等の防除

～第3章～ 環境美化・ねずみ等の防除

1 環境美化の推進

1 現状

平成10年3月に「清潔で美しい杉並区をみんなで作る条例」を制定し、杉並区の環境美化について様々な形で周知・啓発に努めてきましたが、たばこの吸い殻や空き缶などの投げ捨てが激減するまでには至っていません。

そこで、平成15年3月に同条例を全面改正し、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」を制定しました。新条例では、生活環境を著しく害する行為に対して、罰則の規定を置きました。

このことを機に、地域の環境美化の推進に向け、引き続き粘り強い取り組みを行っていく必要があります。

2 取組み

平成12年度からは毎年、区内の個人、グループ、事業者の方々の参加を得て、「杉並・わがまちクリーン大作戦」として、区内全域で清掃活動を実施しています。

参加者は毎年増え、環境美化に対する区民等の意識の高さを感じています

また、管理状況の悪いあき地等については、所有者に対し改善指導を行っています。所有者自身が除草を行う場合には、動力草刈機の貸し出しも行っていきます。

2 ねずみ等の防除

1 現状

病原菌を媒介する恐れのあるねずみの駆除方法やスズメバチ、蚊などの虫への対処方法等の相談に応じています。

特にねずみの駆除については、平成10年度以降、年間1000件にも及ぶ相談が寄せられるようになりました。これは、ねずみが住宅地にも現れるようになったもので、他の区でも同様の現象が見られるようです。

また、春の繁殖時期にカラスが通行人等を威嚇するという相談が多く寄せられるようになりました。カラスが、人の身近な場所で営巣するようになったため、個体数の増加も原因の一つであると思われます。

2 取組み

ねずみの駆除については、駆除方法を助言するとともに殺そ剤の無料配布や捕獲器の貸し出しを行っています。人に危害を及ぼす恐れのある場所のスズメバチの巣は、営巣場所の管理者の要望に基づき撤去します。

また、カラスの巣は、本来営巣している場所の管理者が撤去するのが原則ですが、繁殖時期で通行人等を威嚇している場所については、人への威嚇行動を至急やめさせる必要があるため緊急避難的措置として巣を除去しその中の卵やひなを捕獲します。

3 浸水被害家屋に対する消毒

1 現状

大雨により浸水被害を受けた地域の家屋等に対し消毒を実施しています。

最近、突然の集中豪雨により、下水の逆流や河川の溢水などによる都市型水害が増えています。

これは、ヒートアイランド現象など地球の温暖化による気象の変化が原因の一つと考えられていますが、これまでの予想をはるかに超える集中的な降雨量を記録することが多くなっています。

2 取組み

浸水地域では、下水の逆流によりし尿が氾濫したり、腐敗物の漂着や散乱など、不衛生な状態となり、大腸菌等の細菌による感染症発生のおそれがあります。

このため、消毒を希望する方には家屋等の周囲の屋外について、クレゾール石鹼液を散布し消毒を行います。また、室内については消毒剤をさしあげ、消毒していただいています。

